

令和6年第2回大山町教育委員会

招集年月日 令和6年2月26日（月） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		朧山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する
規則の制定について

日程第 4 議案第 2 号 大山町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
について

日程第 5 議案第 3 号 大山町公民館警備員服務規程を廃止する訓令について

日程第 6 議案第 4 号 大山町就学援助費給付要領の一部を改正する訓令
について

日程第 7 議案第 5 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和5年度大山町一般会計補正予算（第11号） 教育委員会所管の予算）

日程第 8 議案第 6 号 令和 6 年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 9 議案第 7 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について)

日程第 10 議案第 8 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(令和 6 年度大山町一般会計予算 教育委員会所管の予算)

日程第 11 議案第 9 号 令和 6 年度準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程

- ・臨時会（非公開） 令和 6 年 3 月 8 日 午前 11 時 00 分
- ・定例会 令和 6 年 3 月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
1 月 24 日	水	教職員人事第1回教育長ヒアリング(米子市)
30 日	火	嘉手納町人材育成交流事業 歓迎式17:30(大山支所)
31 日	水	嘉手納町人材育成交流事業 スキー体験(だいせんホワイトリゾート)、公式歓迎会 西部地区町村教育委員会連絡協議会
2 月 1 日	木	嘉手納町人材育成交流事業 むきばんだ史跡公園・大山小交流・門脇家住宅・青山剛昌ふるさと館
2 日	金	嘉手納町人材育成交流事業 お別れ式7:40(名和公民館)
8 日	木	冬見つけ(大山保育所)
9 日	金	町教育振興会中学校外国語部会
13 日	火	県エキスパート教員協議会(県庁)、教職員人事第2回教育長ヒアリング(米子市)
14 日	水	米国ハワイ州ミッドパシフィックインスティテュート調印式(～17日)
20 日	火	連絡調整会議、西伯郡教育長会(伯耆町)、テメキュラ30th実行委員会
22 日	木	全員協議会、要対協議会
26 日	月	定例教育委員会

今 後 の 予 定

26 日	月	片木アルミニウム製作所より寄付金・手ぬぐい贈呈式、中山小イマージョン教育(図工)
27 日	火	ことぶき学級閉講式(名和公民館)、西部地区教育委員会合同研修会 中山小学校研修会(立命館大学野田先生)
28 日	水	議会開会、保小中管理職対象講演会(立命館大学野田先生)
3 月 1 日	金	議会(質疑・討論・採決)
2 日	土	教職員人事最終折衝(～3日 鳥取市)
5 日	火	六長合同会議、町教育振興会理事会、県立高校一般入試(～6日)
8 日	金	町内中学校卒業式、臨時教育委員会
9 日	土	大山町中学生議会

議案第 1 号

機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように定めたいので、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(大山町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合は、当該移動号を当該移動後号に改め、移動号に対応する移動後号が存在しない場合は、当該移動号を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を削る。

改正後	改正前
(課等の事務分掌) 第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 社会教育課 (1) 図書館その他の社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 (2) 社会教育委員の会議に関すること。	(課等の事務分掌) 第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 社会教育課 (1) <u>公民館</u> 、図書館その他の社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 (2) 社会教育委員 <u>及び公民館運営審議会委員</u> の会議に関すること。

(3) (略) (4) 青少年教育、成人教育、女性教育及び視聴覚教育その他社会教育に関すること。 (5)～(8) (略) (削る) (9) 社会教育のために必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。 (10) 芸術・文化振興に関すること。 (11) 国際交流(国際化事業)に関すること。 (12) 教育に関する法人に関すること。 (13) 所掌事務に係る広報に関すること。 (14) 大山青年の家給食会に関すること。	(3) (略) (4) 青少年教育、成人教育、女性教育、視聴覚教育及び<u>公民館の事業</u>その他社会教育に関すること。 (5)～(8) (略) (9) <u>人権・同和教育に関すること。</u> (10) 社会教育のために必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。 (11) 芸術・文化振興に関すること。 (12) 国際交流(国際化事業)に関すること。 (13) 教育に関する法人に関すること。 (14) 所掌事務に係る広報に関すること。 (15) 大山青年の家給食会に関すること。
---	---

(大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第2条 大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成17年大山町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(専決) 第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1) 第2条第7号に掲げる事務(事務局の課長並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限(心身の故障による休職を除く。)及び懲戒を除く。) (2) (略) 2及び3 (略)	(専決) 第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1) 第2条第7号に掲げる事務(事務局の課長、<u>公民館長</u>並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限(心身の故障による休職を除く。)及び懲戒を除く。) (2) (略) 2及び3 (略)

(大山町教育委員会事務局専決及び代決に関する規則の一部改正)

第3条 大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則(平成17年大山町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(出先機関における専決及び代決) 第8条 図書館及び学校給食センターにおける専決及び代決については、別に定める。	(出先機関における専決及び代決) 第8条 <u>公民館</u> 、図書館及び学校給食センターにおける専決及び代決については、別に定める。

(大山町公民館規則の廃止)

第4条 大山町公民館規則(平成17年教育委員会規則第18号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号

大山町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

大山町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定めたいので、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

大山町教育委員会公印規程(平成17年大山町教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
公印の種類	ひな形	書体	寸法	公印の種類	ひな形	書体	寸法
1～6（略）				1～6（略）			
7 削除				7 公民館長印			
(削る)				(1) 大山町中央公民館館長之印	館 央 大 長 公 山 之 民 町 印 館 中	古印体	21ミリ 平方
(削る)				(2) 大山町中山公民館館長之印	館 中 大 長 山 山 之 公 山 印 民 町	古印体	21ミリ 平方
(削る)				(3) 大山町名和公民館館長之印	館 名 大 長 和 山 之 公 山 印 民 町	古印体	21ミリ 平方

(削る)	(4) 大山町大山公民館長之印	館長之印 大山公民町	古印体	21ミリ 平方
(削る)	(5) 大山町大山公民館所子分館長印	分館長印 公民館所子 大山町大山	古印体	21ミリ 平方
(削る)	(6) 大山町大山公民館高麗分館長印	分館長印 公民館高麗 大山町大山	古印体	21ミリ 平方
(削る)	(7) 大山町大山公民館大山分館長印	分館長印 公民館大山 大山町大山	古印体	21ミリ 平方
8及び9 (略)	8及び9 (略)			
10 削除	10 大山町公民館運営審議会長印			
(削る)	(1) 大山町公民館運営審議会会長之印	会館運大山 会館運審議 長之印	古印体	21ミリ 平方

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 号

大山町公民館警備員服務規程を廃止する訓令について

大山町公民館警備員服務規程を廃止する訓令を次のように定めたいので、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町公民館警備員服務規程を廃止する訓令

大山町公民館警備員服務規程(平成17年教育委員会訓令第6号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 号

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する訓令について

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する訓令を次のように定めたいので、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する訓令

大山町就学援助費給付要領（平成18年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
（給付対象経費） 第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。 （1） 学用品購入費等 （a）～（c） （略） （d） 校外活動費（泊を伴う） 児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動（学年を通じて一回を限度とする。修学旅行は除く）に参加するために直接必要な交通費、<u>宿泊料（食事代は除く）</u>及び見学料の額 （e） （略） （2）～（5） （略）	（給付対象経費） 第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。 （1） 学用品購入費等 （a）～（c） （略） （d） 校外活動費（泊を伴う） 児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動（学年を通じて一回を限度とする。修学旅行は除く）に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額 （e） （略） （2）～（5） （略）

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 5 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 1 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 6 号

令和 6 年度教育施設等工事計画の策定について

令和 6 年度に実施する 1 件 1 0 0 万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1 件 1, 000, 000 円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 7 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 6 年 2 月 26 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 8 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 6 年度大山町一般会計予算 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 6 年 2 月 26 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。